

議題 第35号 県指定文化財の指定について 別紙資料

別紙1

(1) 有形文化財「銅鰐口」（荒立神社所蔵）に係る県指定有形文化財の指定について

名称 銅鰐口
種別 有形文化財
所有者 個人
所在地 高千穂町大字三田井464 荒立神社

諮問理由

本鰐口は、法量は面径20.2cm、総厚8.2cm、肩厚5.1cm、撞座区^{つきざく}7.3cm。銅鑄造製で、甲盛りを抑えた円形の鼓面を両合わせにした形で、合わせ目に鑄バリを残し^{しのぎ}鑄状となる。耳は小ぶりで片面交互式、側面の左右両端の目を結んだ線は鼓面中央を中心とする水平線よりわずかに下にずれている。唇の張り出しは目より小さく、両目の下部、鼓面の最下部ともほぼ均一である。鼓面の意匠は、表裏同じで中心の撞座区(素文)から外区まで二条の紐帯で三区に分かれている。片面の外区には刻銘がみえる。

銘には「天授六^{てんじゆ}十二月十三日」とあり、これは県内に現存する鰐口の中で最古の紀年銘である。「肥州^{ひしゅうあまきのしょう}味木庄」は熊本県上益城郡御船町周辺を指す。味木荘は、甘木荘とも記し、鎌倉末期には摂関家領^{てんかわたり}(殿下渡領)の一つである平等院領であった。鰐口はここにあった「池山寺」に最初に奉納された。荒立神社に移った時期や経緯は定かではないが、南北朝期の高千穂では肥後国阿蘇氏の影響下、南朝方の芝原^{しやうこ}性虎が活躍しており、当時の九州山地周辺の南朝勢力の結び付きを示すものとも考えられる。

目の張り出しが大きく、上部と下部とでは張り出しの大きさが異なることなど時代がくだる要素も一部あるが、素文の撞座、耳の形状や唇の張り出し、鼓面を区画する二条線、肩の鑄バリを残した素朴で大らかな仕上がりなど古様の特徴を備えており、天授六年(1380)の年紀銘は妥当であると考えられる。

以上より、本県の金工史上意義が大きいことから指定すべき文化財であると考えられる。

○指定基準(個別基準:県指定有形文化財の指定基準)

(2) 工芸品の部

イ 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの



銘文

片面の外区左右に次の陰刻銘がある。

(右廻り) 「奉施入肥州味木庄池山寺鰐口」

(左廻り) 「天授六 十二月十三日 願主敬白」

各部名称



